

町民課 だより

R4.4月号 1/2



- ごみは、決められた曜日に指定袋で **収集日の午前8時まで** に地区のごみステーションに出しましょう。あわせて、収集日の夕方にはご自身が出したごみ袋がごみステーションに残っていないか確認しましょう。
- 指定袋には、**地区のルールに従い、氏名又は番号等を忘れずに記入** しましょう。
- 衣類・古紙は、雨の日には出さないでください。
- 分別の仕方については、「家庭ごみの分け方・出し方豆辞典（平成29年4月改訂版）」（A4冊子）を参考にしてください。冊子をお持ちでない方は役場町民課で配布しています。あわせて、木城町役場のホームページにも掲載しています。

収集日（曜日）	分類（指定袋の色）	収集地区	収集日が祝日の場合（注1）
月	・燃やせるごみ（青） ・燃やせないごみ（赤）	高城・椎木・川原 石河内地区	翌日の火曜に「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」を出してください。
水 （第1・3） 今年5月のみ、 第2・4	・燃やせるごみ（青） ・燃やせないごみ（赤） ・資源ごみ（黄・緑） ・衣類（黄）・古紙	中之又地区	
木	・燃やせるごみ（青） ・資源ごみ（黄・緑）	高城・椎木・川原 石河内地区	翌日の金曜に「燃やせるごみ」を出してください。「資源ごみ」は翌週の木曜に出してください。
金	・衣類（黄） ・古紙	高城・椎木・川原 石河内地区	翌週の金曜に「衣類」と「古紙」を出してください。

注1：実際には、月報の行事予定によりご確認ください。

★ゴールデンウィーク期間のごみ収集について★

ゴールデンウィーク期間のごみ収集は次のとおりとなりますので、計画的に排出してください。

日	月	火	水	木	金	土
4/24	25 高城、椎木、川原、 石河内地区 ・燃やせるごみ ・燃やせないごみ	26	27	28 高城、椎木、川原、 石河内地区 ・燃やせるごみ ・資源ごみ	29（祝） 昭和の日	30
5/1	2 高城、椎木、川原、 石河内地区 ・燃やせるごみ ・燃やせないごみ	3（祝） 憲法記念日	4（祝） みどりの日	5（祝） こどもの日	6 高城、椎木、川原、 石河内地区 ・燃やせるごみ ・古紙、衣類	7

注）中之又地区のごみ収集日は、5月11日（水）となります。

◇4月29日（金：祝）のごみ排出について◇

4月29日（金）は「昭和の日」で祝日となっています。
高城・椎木・川原・石河内地区の方におかれましては、29日（金）のごみ収集（古紙・衣類）は行いませんので、お間違いのないようお願いいたします。

つきましては、古紙・衣類（黄色ごみ袋）は5月6日（金）に、ごみステーションに排出してください。

◆◆4月の粗大ごみ受け入れについて◆◆

- 【受け入れ日】 4月17日（日）
- 【受け入れる場所】 百合野粗大ごみ一時保管所
- 【受け入れる時間】 午前8時30分～午後4時00分
- 【持ち込める物】 ★指定ごみ袋に入らない物
家具類、自転車、布団類、畳、キャビネット、小型家電、電池、蛍光灯、剪定枝等
- 【持ち込めない物】 リサイクル家電（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、パソコン等）、農業用資材、車、バイク等
- 【注意事項等】 ○敷地内では交通安全に配慮をお願いします。
○会場内は左回り（反時計回り）の一方通行です。会場内に入りましたら、最初に受付にて氏名等の記入をお願いします。
○会場内では、現地係員の指示に従ってください。指示に従わない場合は、粗大ごみの受け入れをお断りする場合があります。
○粗大ごみの荷下ろしはご自身で行っていただきますので、人員の確保にご協力ください。
○布団、じゅうたん類は、ヒモで十文字に縛って持ち込みください。
○畳は、3等分に切って持ち込みください。（半畳は、その半分に切る）
○ストーブは電池を抜き、灯油も必ず使い切ってから搬出してください。
○石綿を含む珪藻土（けいそうど）バスマットの持ち込みはできません。
○粗大ごみ搬出を町外の親族の方にお手伝いいただく場合は、分別ルールをご理解の上、ご不明な点は必ず事前に町民課までお問合せください。
○町外及び事業所等からの粗大ごみの搬入は出来ません。
○粗大ごみに搬出に関する相談は、必ず事前に役場町民課までお願いします。

◆◆木城町高齢者等ごみ出し支援制度について◆◆

「高齢者等ごみ出し支援制度」は、家庭ごみ（粗大ごみは除く）をご自分で地区のごみステーションまで搬出することが困難な方を対象とし、分別された家庭ごみをご家庭まで業者が回収に伺うものです。制度の利用には町による認定が必要となりますので、制度の利用を希望される方は、役場町民課又は、担当のケアマネージャー、地域包括支援センターにご相談ください。

1. 対象者 ①ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯
（介護保険の要介護・要支援認定を受けていること）
②ひとり暮らしの障がいをお持ちのかた又は障がいをお持ちの方のみの世帯
（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持していること）
③上記に準ずる世帯、町が特に必要と認めた場合
*いずれも自らごみの搬出が可能である世帯や、親族等の協力が得られる場合は除きます。
2. 申請手続き ケアマネージャーや地域包括支援センターの現状確認を受けた上で、申請書を町民課へ提出してください。町において審査の上、利用の可否を決定します。
3. ごみの搬出方法 利用決定を受けた申請者は、決められた家屋外の場所へごみを排出し、業者があらかじめ指定した日に回収します。1回当たり100円を業者へお支払いいただきます。